

第3 様式

㊦様式第1号 (日本工業規格B列5番)

漁業離職者求職手帳発給申請書

漁業離職者求職手帳の発給を受けたいので、下記により申請します。

昭和 年 月 日

申請者 氏名 ㊧

運輸局長 殿

記

ふりがな			②生年 月日	明大昭	年	月	日	③性別	男・女
①氏名						(	歳)		
④住所	郵便番号_____ 電話番号_____								
⑤ 離に 職お 前け 二る 年職 間歴	漁業者名 (事業主名)	漁業名	就 業 期 間						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
	その期間中の主 たる職種								
⑥ その後 の職歴			年 月 日から 年 月 日まで						
			年 月 日から 年 月 日まで						
⑦ 過離手況 去職帳 の者発 漁求給 業職状	今までに漁業離職者求職手帳の発給を受けたことが							有・無	
	発給を受けた地 方運輸局名等	公共職業安定所 運 輸 局	失効 理由	1 就職による。 2 その他 ()					
	失効年月日	昭和 年 月 日							
備 考									

※ 必ず裏の注意書を読んで記入して下さい。

㊦ 様式第1号(裏面)

記入上の注意

- 1 ⑤欄は離職前2年間における職歴を、離職日に近いものから順に記入すること。この場合において同一漁業者の下において2以上の異つた業種の漁業に従事していた者については、その従事した漁業ごとに新しいものから順に記入すること。
- 2 ⑤欄中「漁業名」の項は、漁業に従事した期間についてはその従事した漁業の名称を、例えば「母船式捕鯨業」、「遠洋かつお・まぐろ漁業」というように記入し、漁業に従事せず船員(予備船員を含む。)として雇用されていた期間については、「船員」と記入すること。
- 3 ⑥欄は、漁業の隻数の縮減に係る漁業者離職した後に新たに就職し、再び離職した者のみが記入すること。
- 4 ⑦欄は、今までに公共職業安定所長又は地方運輸局長から手帳の発給を受けたことが有る者のみが記入すること。
- 5 備考欄には、船員保険法に基づく失業保険金又は雇用保険法に基づく基本手当の支給を受けているか、あるいは受けることができる場合は、その旨を記入すること。

漁業離職者離職証明書

離職者及び離職の状況		① 氏名		② 生年月日	明大昭	年 月 日 (離職時の年齢)	生 年 月 日 (年齢)				
		③ 住所			④ 性別	男	女				
					⑤ 船員保険被保険番号	第	号				
		⑥ 就職年月日	年 月 日	⑧ 船員保険の失業保険金の受給資格	有	・	無				
		⑦ 離職年月日	年 月 日	⑨ 離職時の職種							
⑩ 離職理由等		1 理由(具体的に) 2 漁船の隻数の縮減に関する整備計画を農林大臣に申請した日 3 2の計画に基づき廃業届を提出した(する予定の)日									
㊥ 離職前3年間に於ける漁業従事状況											
期	間	漁船名	指定漁業名	職	種	期	間	漁船名	指定漁業名	職	種
年 月 日～	年 月 日					年 月 日～	年 月 日				
・ ・ ・ ～	・ ・ ・ ・					・ ・ ・ ～	・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ～	・ ・ ・ ・					・ ・ ・ ～	・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ～	・ ・ ・ ・					・ ・ ・ ～	・ ・ ・ ・				
・ ・ ・ ～	・ ・ ・ ・					・ ・ ・ ～	・ ・ ・ ・				

離職前の資金の支払状況等										
⑫	船員保険の被保険者の場合		離職した月前2か月間の船員保険の標準報酬日額の平均額		円	船員保険法第33条の19第1項かつこ書に該当する場合の標準報酬日額		円		
	賃金支払対象期間	基礎日数	賃金		額	賃金支払対象期間	基礎日数	賃金		額
①	月 日 ～ 離職日		①	②	計	月 日 ～ 月 日		①	②	計
	月 日 ～ 月 日		円	円	円	月 日 ～ 月 日		円	円	円
	月 日 ～ 月 日					月 日 ～ 月 日				
	月 日 ～ 月 日					月 日 ～ 月 日				
	月 日 ～ 月 日					月 日 ～ 月 日				
	月 日 ～ 月 日					月 日 ～ 月 日				
	月 日 ～ 月 日					月 日 ～ 月 日				
②	3月を超える期間毎に支払われる賃金及び臨時の賃金					年 月 日	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
						金 額	円	円	円	円
上記のとおり証明する。										
(事業主氏名) ㊦										
上記の記載は相違ないと認める。										
(離職者氏名) ㊦										
※						給 算	円	給 付 基 準	日 額	円

注

- 1 ⑩欄中2及び3は母船式捕鯨業に従事していた者については記入する必要がないこと。
- 2 ⑫欄は、離職者が離職日の前日において船員保険の被保険者であった場合は⑪欄に、それ以外の場合は⑩欄にそれぞれ所定の事項を記入すること。
- 3 ⑫の㉔欄に記入する者については⑪には月・週等を単位とする賃金(役員手当等役員として受けた報酬を除く。以下同じ。)を、㉕には時間・日・出来高・歩合等を単位とする賃金を記入すること。
- 4 家族従業者及び雇用労働者の身分を有しない漁業者の役員である離職者については⑫欄の記入は必要でないこと。また、漁船の隻数の縮減に係る漁業者以外の漁業者については⑤、⑧、⑩及び⑫欄の記入は必要でないこと。
- 5 ※印欄には記入しないこと。

㊤様式第3号

(日本工業規格B列5番)

漁業離職者再離職証明書

下記の者が、当事業所を離職したことを証明します。

昭和 年 月 日

事業主氏名

㊤

運輸局長 殿

記

氏 名		生年月日	明大昭 年 月 日 (歳)	性別	男・女
住 所					
就職年月日	年 月 日		離職年月日	年 月 日	
離職理由					

㊤様式第4号

(表 紙)

七・七センチメートル							
漁 求				者 帳			
業 職				職 手			
離							
				運 輸 省			

十一・一センチメートル

(第1項(表紙の裏))

(第2頁)

就職指導担当官 <table><tr><td>地方運輸局名 公共職業安定所名</td><td>ふりがな 氏</td><td>な 名</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>		地方運輸局名 公共職業安定所名	ふりがな 氏	な 名										<table><tr><td colspan="2">就職促進手当支給番号</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table>	就職促進手当支給番号									
地方運輸局名 公共職業安定所名	ふりがな 氏	な 名																						
就職促進手当支給番号																								
ベスト半載写真 割印		割印 <table><tr><td>番</td><td>号</td></tr><tr><td colspan="2">.....号</td></tr><tr><td>ふりがな 氏</td><td>名</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td>生年月日</td><td>性別</td></tr><tr><td>明治 大正 昭和</td><td>男・女</td></tr></table>	番	号	号		ふりがな 氏	名			生年月日	性別	明治 大正 昭和	男・女										
番	号																							
.....号																								
ふりがな 氏	名																							
生年月日	性別																							
明治 大正 昭和	男・女																							
<table><tr><td>住</td><td>所</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table>		住	所					<table><tr><td>定出</td><td>期日</td><td>曜日</td><td>曜日</td></tr><tr><td colspan="2">発給年月日</td><td>昭和</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">有効期限</td><td>昭和</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">変更後の有効期限</td><td>昭和</td><td>年 月 日</td></tr></table>	定出	期日	曜日	曜日	発給年月日		昭和	年 月 日	有効期限		昭和	年 月 日	変更後の有効期限		昭和	年 月 日
住	所																							
定出	期日	曜日	曜日																					
発給年月日		昭和	年 月 日																					
有効期限		昭和	年 月 日																					
変更後の有効期限		昭和	年 月 日																					
(1)		運輸局長 ☐ 印																						
		(2)																						

(職歴)				
離職した事業所	事業所	名称		
		所在地		
	離職年月日	昭和	年	月 日
	職 種	等		
	事業所	名称		
最近の職歴		所在地		
	就職年月日	昭和	年	月 日
	離職年月日	昭和	年	月 日
	職 種	等		
(船員失業保険・雇用保険)				
受給資格決定年月日				
昭和 年 月 日				
受給期間満了年月日				
昭和 年 月 日				
所定給付日数				
日				
延長給付日数				
日				
受給終了年月日				
昭和 年 月 日				
失業保険金(傷病給付金)				
円				
(健康保険法による傷病手当金等)				
給付の名称	給 付 期 間			
	昭和 年 月 日～昭和 年 月 日			
	昭和 年 月 日～昭和 年 月 日			
(3)				

(職業訓練)				
訓練施設名				
訓練職種	(昼・夜)			
入所年月日	昭和	年	月 日	
訓練期間				
終了年月日	昭和	年	月 日	
技能習得手の額	円			
(就職促進手当)				
支給開始年月日	昭和	年	月 日	
期間満了年月日	昭和	年	月 日	
支払日				
手当の日額	円			
改正	正	年 月 日		円
改正	正	年 月 日		円
(就職活動手当)		円		
(4)				

注 意 事 項	ロ 再就職の促進に関する地方運輸局長又は公共職業安定所長の指示に従わなかつたとき。
1 就職指導を受けるとき及び就職促進手当の支給を受けるときは、この手帳を提出して下さい。 2 次のいずれかに該当するときは、(1)及び(2)については事実のあった後の最初の出頭日までに、(3)については事実のあった後の最初の支払日までにその旨を届け出て下さい。 (1) 氏名又は住所に変更があつたとき。 (2) 就職したとき。 (3) 就職促進手当の支給を受けている期間中に就職、内職等により収入があつたとき。 3 地方運輸局長又は公共職業安定所長が次のいずれかに該当すると認めたときは、手帳は失効し、就職指導及び就職促進手当の支給を受けることができなくなります。 (1) 労働の意思又は能力を有しなくなつたとき。 (2) 新たに安定した職業についたとき。 (3) 手帳を他人に譲渡し、又は貸与したとき。 (4) 正当な理由がないにもかかわらず、就職指導を2度受けなかつたとき。 (5) 次のいずれかに2度該当したとき。 イ 正当な理由がないにもかかわらず、地方運輸局長又は公共職業安定所の紹介する職業につくことを拒んだとき。	ロ 再就職の促進に関する地方運輸局長又は公共職業安定所長の指示に従わなかつたとき。 (6) 偽りその他不正の行為により就職促進手当、技術習得手当、その他の職業転換給付金若しくは船員失業保険金等の支給を受け、又は受けようとしたとき。 4 正当な理由がないにもかかわらず、出頭日に出頭しないときは、就職促進手当の支給を受けることはできません。 5 次のいずれかに該当するときは、その日から起算して1月間は、就職促進手当の支給を受けることはできません。 (1) 正当な理由がないにもかかわらず、地方運輸局長又は公共職業安定所の紹介する職業につくことを拒んだとき。 (2) 再就職の促進に関する地方運輸局長又は公共職業安定所長の指示に従わなかつたとき。 6 手帳の有効期限が経過したとき及び前記3により手帳が失効したときは、速やかに手帳を返納して下さい。 7 この手帳を紛失したとき及びき損して用にななくなつたときは、速やかに再交付を受けて下さい。 8 手帳の失効に関する処分又は就職促進手当の支給若しくは返還に関する処分に不服があるときは、その処分のあったことを知つた日の翌日から起算して60日以内に運輸大臣に対して審査請求をすることができま

手帳発給番号

扶養親族					
氏名	性別	続柄	年令	職業の有無	
	男	女		有	無
	男	女		有	無
	男	女		有	無
	男	女		有	無
	男	女		有	無
	男	女		有	無
	男	女		有	無
	男	女		有	無
	男	女		有	無

手帳発給関係		割印				受領印	
発給年月日	年	月	日				
有効期間	年	月	日から	年	月	日まで	日まで
再交付年月日	年	月	日	割印		受領印	理由・き損
	年	月	日	割印		受領印	理由・き損
公共職業安定所へ移管先	年	月	日	公共職業安定所名			
失効年月日	年	月	日	失効通知年月日		年	月
				返納年月日		年	月
(具体的に)							
失効理由							
(根拠条項) 省令第3条第1項第 号、同条第2項第 号							
定期出頭日	曜日		曜日		曜日		曜日

就職指導・職業紹介等において留意すべき事項	諸 検 査 ・ 調 査 の 状 況														
	就職相談調査	(身体、能力、意識、家族緊要などの留意点)	経 験 職 業 調 査		番号	分野	評価	番号	分野	評価	番号	分野	評価		
指導計画				1	自由専門		4-3	木材			5-2	建設機械	8-1	漁撈長	
				2-1	書記		4-4	化学			5-3	運輸	8-3	船長・航海士	
				2-2	販売		4-5	土石			6	各種	8-4	機関長・機関士	
				3-1	奉仕		4-6	金属			7-1	重	8-5	通信長・通信士	
職業訓練指示状況				3-2	警備		4-7	電気			7-2	軽	8-6	事務長・事務員	
				4-1	食品		4-8	印刷					8-7	甲板長・甲板員	
				4-2	繊維		5-1	建築手職					8-8	操機長・機関員	
													8-9	司厨長・司厨員	
													8-10	船 医	
指示の年月日				身体・体力測定											
訓練の期間				身長 体重 囲 力 神 力 量 力 筋 力 脈 拍 数											
訓練科				1 身体 2 胸 3 視 4 色 5 聴 6 肺 7 握 8 背 9 筋 10 脈 11 拍 数											
施設の名称				その他											

〔就職指導記録〕

[illegible]

(3)

[illegible]

(4)

㊦様式第6号

(日本工業規格B列5番)

漁業離職者求職手帳不発給通知書

第 号
昭和 年 月 日

殿

運輸局長 印

あなたから申請のあつた漁業離職者求職手帳は、下記の理由により発給しないこととしたので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、運輸大臣に対して審査請求をすることができます。

記

根 拠	理 由
漁業再建整備特別措置法第13条第1項の 職業転換給付金の支給基準に関する省令 第1条第 項第 号	

㊦様式第7号

(日本工業規格B列5番)

漁業離職者求職手帳失効通知書

第 号
昭和 年 月 日

殿

運輸局長 印

昭和 年 月 日あなたに発給した漁業離職者求職手帳は、下記の理由により昭和 年 月 日から失効しましたので通知します。

なお、上記手帳は、昭和 年 月 日までに当運輸局へ返納願います。

おつて、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、運輸大臣に対して審査請求をすることができる。

根 拠	理 由
漁業再建整備特別措置法第13条第1項の 職業転換給付金の支給基準に関する省令 第3条第2項第 号	

㊤様式第8号

(日本工業規格B列5番)

漁業離職者求職手帳再交付申請書

漁業離職者求職手帳を滅失したので、下記のとおり再交付の申請をします。

昭和 年 月 日

氏名
申請者
住所



運輸局長 殿

滅失し、又はき損した手帳 に関する事項	発給を受けた 地方運輸局名	運 輸 局
	発給を受けた 年 月 日	年 月 日
滅失し、又はき損した理由		